

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2019年8月1日から2020年7月31日まで)

株式会社エイチーム

上記につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社コーポレートサイト (<https://www.a-tm.co.jp/ir/>) に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの基本方針に関する決議内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、全役職員が、法令や定款、社会規範及び社内規程を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行う。
- ②全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無について、内部監査室が監査を行う。
- ③コンプライアンス違反の疑いがある行為に関する通報体制を整備するとともに、通報者を保護するための情報の秘匿性を確保し、通報者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じる。
- ④コンプライアンス違反が発生した場合は、代表取締役社長が自ら問題解決にあたり、原因追及、再発防止に努めるとともに、違反事象に対する責任を明確にしたうえで、違反者には厳正な処分を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「機密管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的記録により適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」等に基づく対応によって、リスクの発生に関する蓋然性の防遏や未然防止に努めるとともに、発生時には危機拡大の防止に努める。
- ②リスク管理に関する各主管部署の活動状況は、取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性については、内部監査室が適宜適切な監査を行う。
- ③当社は、業務遂行に関する連絡、報告の場として毎週1回社員全員によるミーティングを行い、情報収集に努めるとともに、リスクに関する情報の共有化と意思統一を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するとともに必要に応じて臨時の取締役会を開催する。
- ②取締役会は、取締役、使用人が共有する全社的な目標や規定等を定め、この浸透を図る。
- ③各取締役は、「職務分掌規程」に基づき業務執行を委任された事項について、必要な決定を行うとともに業務上の必要な権能を直接的にまたは間接的に行使する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社に対して、取締役及び監査役等を必要に応じて派遣するとともに、経営の各項目について、当社の各主幹部署が子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議、指導を行う。
- ②当社内部監査室は業務の適正性に関する子会社の監査を行う。

③当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努める。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社より財務状況等、事業運営に関する重要な事項について当社取締役会にて報告を受け、承認を得る。また、原則月2回開催される経営会議においても子会社より適切な報告を受ける。

(7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「関係会社管理規程」等の社内規程において、子会社は子会社の事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する体制を自ら構築する責任を負うことを定める。
- ②子会社に対しては、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について、当社への報告体制を構築する。

(8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規程」等の社内規程を整備し、子会社の管理、組織、権限及び規程等に関する事項について定める。

(9) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①子会社の取締役・監査役が職務執行に係る監督・監査義務を適切に果たすよう、当社管理部がリスクマネジメント及びコンプライアンスに関する研修を適宜実施する。
- ②内部通報窓口を当社人事部、監査役、外部顧問弁護士に設置し、問題の早期発見・未然防止を図る。

(10) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に
関する事項

- ①当社は、監査役の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、補助するための使用人を置く。これらの使用人は、取締役会が監査役と協議し、監査業務に必要な、適正な知識、能力を有する者の中から選出する。
- ②これら使用人は、他役職を兼務することを妨げないが、監査役より選任すべきとの要請を受けた場合には、当社は誠意をもって対処する。

(11) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の
確保に関する事項

- ①使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及び他の使用人等の指揮命令を受けず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ②当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については、予め監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

(12) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は、取締役会に出席して意見を述べることができる。
- ②監査役には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出する。
- ③取締役は、自己の職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼすおそれがあるときは、これを直ちに監査役に報告する。
- ④監査役は、事業または業績に影響を与える重要な事項の報告を、取締役及びその使用人に対し直接求めることができる。

(13) 子会社の職務の執行に係る者またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ①子会社の取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ②子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令または定款違反、不正な行為及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告する。

(14) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないと確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを厳に禁止する。

(15) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(16) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役が必要と認めたときは、代表取締役社長と協議のうえ、特定の事項について内部監査室に調査を求めることができる。また、監査役は、管理部等に対しても、隨時必要に応じて監査への協力を求めることができる。
- ②監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理の徹底により企業価値を保護し中長期的な向上を目指すために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置づけております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を計14回開催し、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう管理監督を行いました。取締役の職務の執行に係る情報については、社内規程に従い適切に管理・保存されております。

(2) リスクマネジメント体制の構築について

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスク管理規程」を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。取締役会だけではなく、原則月2回開催される当社グループの経営会議にて、当社グループの事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理監督が可能となるようにしております。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、当社グループ社員に対し、入社時に当社内部監査室によるコンプライアンス研修を実施し、当社グループの行動規範遵守の署名を得ております。入社後は当社管理部等からハラスマント防止、個人情報・機密情報管理等に関する研修を実施するなど、各種コンプライアンス研修を適宜実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、「リスク管理規程」に基づいて内部通報窓口を当社人事部、監査役、外部顧問弁護士に設置しております。なお、当事業年度において、重大な法令違反に関わる内部通報案件はありません。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において、当社監査役会を計14回開催し、経営の適法性、適正性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

常勤監査役は、取締役会など重要な会議に出席するだけでなく、当社グループの取締役と面談を実施し、リスクマネジメント、コンプライアンス全般に関する監査及び助言を行うことにより、各取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

連結株主資本等変動計算書

2019年8月1日から
2020年7月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	836	830	11,223	△438	12,452
当期変動額					
新株の発行	1	1			2
剰余金の配当			△312		△312
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△519		△519
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				40	40
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1	1	△832	40	△789
当期末残高	837	831	10,391	△397	11,663

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△26	△0	△26	85	12,511
当期変動額					
新株の発行					2
剰余金の配当					△312
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					△519
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					40
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	3	2	△3	△0
当期変動額合計	△0	3	2	△3	△789
当期末残高	△26	3	△23	82	11,722

連結注記表

(2019年8月1日から2020年7月31日まで)

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数	8 社
主要な連結子会社の名称	株式会社エイチームブライズ 株式会社エイチーム引越し侍 株式会社エイチームコネクト 株式会社エイチームライフスタイル 株式会社エイチームフィナジー
	Increments株式会社

(2) 非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Ateam Vietnam Co., Ltd. の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また海外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 4～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 販売促進引当金

サービスの利用者に対するキャッシュバックに備えるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

③ 株式給付引当金

従業員向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、9年間の定額法により償却を行っております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

IFRS第16号「リース」の適用

国際財務報告基準（IFRS）を適用している在外連結子会社は、当連結会計年度の期首よりIFRS第16号「リース」を適用しております。

これに伴い、借手のリース取引については、原則すべてのリースについて使用権資産及びリース債務を認識するとともに、使用権資産の減価償却費とリース債務に係る支払利息を計上しております。本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

なお、この適用による連結計算書類に与える影響は軽微です。

(追加情報)

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、当社及び当社子会社の従業員（以下「従業員」といいます。）を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度では、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を人事考課等に応じて在職時に従業員に交付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末日現在において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は190百万円、株式数は109,400株です。

2. 業績連動型株式報酬制度

当社は、これまで以上に当社及び当社子会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に、株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式を役位及び業績達成度等に応じて、原則として在任中に交付するものです。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末日現在において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は121百万円、株式数は60,600株です。

3. 会計上の見積りの不確実性に関する追加情報

当社グループの事業活動を行う市場等におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などにより、2020年4月以降、結婚式場情報サイト「ハナユメ」を中心とするブライダル関連サービス、「ナビナビキャッシング」を中心とするキャッシング・カードローン比較サイト、プログラマ向け技術情報共有サービス「Qiita」が大きく影響を受けております。「ハナユメ」は、緊急事態宣言による自粛要請に伴い対面接客を行うウェディングデスクの来店者数が大幅に減少し、ウェディングイベントの定期開催の中止などにより利用者数が大幅に減少しております。「ナビナビキャッシング」は、個人の資金需要の減少により利用件数が大幅に減少しております。そして、「Qiita」においては広告需要が減少したほか、立ち上げ段階にあるエンジニア向け転職支援サービス「Qiita Jobs」の事業展開に遅延が生じております。

今後の業績改善の見込みに関しましては、内閣官房から発出される同感染症に関する情報、政府及び各自治体における各種取り組み等を参考にしておりますが、2020年5月に緊急事態宣言による外出自粛要請が解除されたものの、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、このような状況が一定期間続くと想定しております。現時点においては、事業によってその影響や程度が異なるものの、売上高減少等の影響がある事業については、感染拡大前の水準まで回復するには少なくとも翌連結会計年度末までの期間を要するものと想定しております。

当社グループは、上記の仮定を基礎として、固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っており、この結果として当連結会計年度において、回収可能性が見込めないIncrements株式会社ののれん880百万円及び商標権118百万円について減損損失を計上しております。また、繰延税金資産の回収可能性判断においては、上述の仮定による影響は軽微です。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

1,186百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 「新型コロナウイルス感染症による損失」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、政府及び各自治体から出された外出自粛要請等を受けウェディングデスクの対面接客の中止、ウェディングイベントの開催を中止いたしました。期間中に発生したウェディングデスクの固定費（地代家賃・減価償却費など）、ウェディングイベント中止に伴うキャンセル料を営業外費用として計上しております。

2. 「法人税等還付税額」は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律に基づき、繰り戻し申告を行ったことにより還付を受けたものであります。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 75,000株 |
|------|---------|

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、事業への投資を優先することを基本として、有価証券等投資運用規程に従って、余剰資金はリスクが低く、安全性の高い金融資産で運用を行っております。

また、資金調達については、一時的に必要な運転資金に限り銀行借入にて調達を行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式、債権及び組合出資金等で、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

顧客の信用リスクについては、各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては取引先ごとに、回収代行によらない営業債権については顧客ごとに、期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券については、有価証券等投資運用規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しており、四半期ごとに取締役会に報告しております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,480	6,480	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（※）	2,841 △3	2,838	—
(3) 投資有価証券	1,258	1,258	—
(4) 敷金及び保証金	819	801	△18
資産計	11,395	11,376	△18
(1) 買掛金	454	454	—
(2) 未払金	2,240	2,240	—
(3) 未払法人税等	384	384	—
負債計	3,079	3,079	—

（※）債権に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

投資信託等の時価については、公表されている基準価格又は合理的に算定された価格によっております。

- (4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券（連結貸借対照表計上額505百万円）については、非上場株式等のため市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	594円54銭
-----------	---------

1株当たり当期純損失	26円59銭
------------	--------

(注) 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純損失」の算定上の基礎となる自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口）が所有する当社株式を含んでおります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(2019年8月1日から2020年7月31日まで)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

a) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 4～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株式給付引当金

従業員向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、当社及び当社子会社の従業員を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

詳細は連結注記表の（追加情報）をご参照ください。

2. 業績連動型株式報酬制度

当社は、これまで以上に当社及び当社子会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に、株式報酬制度を導入しております。

詳細は連結注記表の（追加情報）をご参照ください。

3. 会計上の見積りの不確実性に関する追加情報

今後の業績改善の見込みに関しましては、内閣官房から発出される新型コロナウイルス感染症に関する情報、政府及び各自治体における各種取り組み等を参考にしておりますが、2020年5月に緊急事態宣言による外出自粛要請が解除されたものの、同感染症の収束時期は不透明であり、このような状況が一定期間続くと想定しております。現時点においては、事業によってその影響や程度が異なるものの、売上高減少等の影響がある事業については、感染拡大前の水準まで回復するには少なくとも翌事業年度末までの期間を要するものと想定しております。

当社は、上記の仮定を基礎として、固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っており、この結果として当事業年度において、回収可能性が見込めないIncrements株式会社等の関係会社株式1,334百万円について評価損を計上しております。また、繰延税金資産の回収可能性判断においては、上述の仮定による影響はありません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 資金の預りは、当社が当社グループとの間で契約締結しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額には期中平均残高を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	445円19銭
1株当たり当期純損失	28円62銭

(注) 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純損失」の算定上の基礎となる自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口）が所有する当社株式を含めております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。